

令和3年12月15日

▼タイトル

「子育て世帯への臨時特別給付」について

▼概要

高島市では、新型コロナウイルス感染症の長期化による子育て世帯への支援策として、18歳以下の子どもを養育する方へ「子育て世帯への臨時特別給付」を行うため、以下のとおり今議会に補正予算案を上程します。

▼対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童。ただし、保護者の所得制限があります。

▼給付内容

1児童あたり10万円（現金一括給付）

▼申請・給付時期

高島市から令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給した方については、申請は不要で、令和3年12月24日（金）に振り込み予定。

それ以外の方は申請が必要です。令和4年1月以降に申請に関するお知らせを送付します。申請に基づき審査を行った後、随時給付予定。

▼給付対象児童予定数

申請不要で12月24日振り込み予定の対象児童 約4,600人

申請が必要な対象児童 約1,800人

▼問い合わせ先

○所 属：高島市役所子ども未来部子育て支援課

○担 当：枝、石田、大辻

○電話番号：0740-25-8136

○ファックス：0740-25-5490